栃木県読書活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 栃木県における読書活動の推進に向けて、読書活動に携わる関係機関、団体等の意見、 提案等を聴取するため、「栃木県読書活動推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置 する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 「栃木県読書活動推進計画」の策定に関すること。
 - (2) 読書活動の推進に向けた施策に関すること。
 - (3) その他読書活動の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 委員は、別表1に掲げる者をもって充て、栃木県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、協議会を招集し、会務を主宰する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

- 第5条 協議会のもとに作業部会を置く。
- 2 作業部会は、協議会における協議事項の原案作成や施策の検討、計画の進捗管理等を行う。
- 3 作業部会は、別表2に掲げる関係課室所管の職員をもって構成する。

(庶務)

第6条 協議会及び庁内作業部会に関する庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理 する。

(その他)

- 第7条 会長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から適用する。
- 2 「栃木県子どもの読書活動推進協議会設置要綱」は、令和4年4月26日をもって廃止する。

附則

1 この要綱は、令和4年9月6日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和4年12年27日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和5年4年1日から適用する。

別表1

委 員	学識経験者
委 員	市町立学校関係者 (小中)
委 員	県立高等学校関係者
委 員	県立特別支援学校関係者
委 員	幼児教育・保育関係者
委 員	PTA関係者
委 員	市町立図書館長
委 員	読書ボランティア関係者
委 員	障害福祉 (読書) 関係者
委 員	県立図書館長
委 員	とちぎ視聴覚障害者情報センター所長
委 員	図書関係事業者

別表 2

部会員	教育委員会事務局生涯学習課主幹
部会員	保健福祉部障害福祉課
部会員	教育委員会事務局義務教育課
部会員	教育委員会事務局高校教育課
部会員	教育委員会事務局特別支援教育課
部会員	総合教育センター
部会員	県立図書館